

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

規 則

- 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 三四〇
- 福島県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則 三四〇
- 告 示**
- 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程 三四一
- 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程 三四一
- 認定液化石油ガス販売事業者として認定した件 三四一
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 三四一
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 三四一
- 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 三四一
- 生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件 三四一
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件二件 三四一
- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 三四一
- 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 三四一
- 公 告**
- 肥料の検査の結果の概要を公表する件 三四四
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三四四
- 土地改良区連合の役員が退任した旨届出があった件 三四五

規 則

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年七月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県規則第六十一号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

則の一部を改正する規則

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年福島県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>（休業補償を行わない場合） 第七条の二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合</p>	<p>（休業補償を行わない場合） 第七条の二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、令和六年四月一日から適用する。

（職員業務課福利厚生室）

福島県規則第六十二号

福島県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

福島県老人福祉法施行細則（平成五年福島県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。
 様式第七号の二及び様式第九号中「又は第53条」を削り、「協力病院」を「協力医療機関」に、「第27条第2項」を「第27条第6項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県老人福祉法施行細則の規定に基づき提出されている届及び申請書は、それぞれ改正後の福島県老人福祉法施行細則の規定に基づき提出された届及び申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（高齢福祉課）

告 示

福島県告示第三百九十三号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年七月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程（平成二年福島県告示第千三百九十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表二十歳未満の項中「五、一六六円」を「五、二六三円」に、「一三、二〇七円」を「一三、四四二円」に改め、同表二十歳以上三十五歳未満の項中「五、六九一元」を「五、八七二円」に、「一三、二〇七円」を「一三、四四二円」に改め、同表三十五歳以上四十歳未満の項中「六、一九四円」を「六、三八〇円」に、「一四、四一〇円」を「一四、八四二円」に改め、同表四十歳以上四十五歳未満の項中「六、五七四円」を「六、七二二円」に、「一七、〇六七円」を「一七、六一九円」に改め、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「六、七八二円」を「七、〇七八円」に、「一九、四五七円」を「二〇、六四九円」に改め、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「七、一三九円」を「七、二六八円」に、「二二、二五八円」を「二二、九七一円」に改め、同表五十五歳以上六十歳未満の項中「七、二二二円」を「七、四三三円」に、「二二、四四四円」を「二二、八八六円」に改め、同表六十歳以上六十五歳未満の項中「七、一〇九円」を「七、二九〇円」に、「二四、六二五円」を「二四、九一六円」に改め、同表六十五歳以上七十歳未満の項中「六、六九八円」を「六、九七五円」に、「二四、八六三円」を

「二五、三八五円」に改め、同表六十歳以上六十五歳未満の項中「五、六五一円」を「五、八六〇円」に、「二二、二四五円」を「二二、三二四円」に改め、同表六十五歳以上七十歳未満の項中「三、九八〇円」を「四、〇六〇円」に、「一五、八二七円」を「一六、〇七五円」に改め、同表七十歳以上の項中「三、九八〇円」を「四、〇六〇円」に、「一三、二〇七円」を「一三、四四二円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和六年七月二日から施行する。
- 2 この規程による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、令和六年四月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の規定に基づいて支給された補償は、改正後の規程の規定による補償の内払とみなす。

（職員業務課福利厚生室）

福島県告示第三百九十四号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年七月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程（平成八年福島県告示第五百二十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「一七二、五五〇円」を「一七七、九五〇円」に、「七七、八九〇円」を「八一、二九〇円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八六、二八〇円」を「八八、九八〇円」に、「三八、九〇〇円」を「四〇、六〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和六年七月二日から施行する。
- 2 改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の規定は、令和六年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

（職員業務課福利厚生室）

福島県告示第三百九十五号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定により、保安確保機器の設置及び管理の方法についての基準に適合している液化石油ガス販売事業者を次のとおり認定した。

令和六年七月二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

有限会社熊田商店 代表取締役 熊田 竜児

二 住所

福島県伊達市保原町字九丁目三番地

三 認定年月日

令和六年六月二十四日

(消防保安課)

福島県告示第三百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和六年七月二日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
こばり耳鼻咽喉科クリニック	会津若松市宮町六番七号	令和六年五月一日
はらまちスマイルクリニック	南相馬市原町区日の出町一五五―二	同年六月一日
ホープ薬局 南相馬店	南相馬市原町区日の出町一五五―二	同日
医療法人社団譽会譽田歯科医院	伊達市梁川町字中町九―二	同年七月一日

(社会福祉課)

福島県告示第三百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があつた。

令和六年七月二日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人山田整形外科医院	会津若松市表町五番六号	令和六年三月三十一日
白河在宅支援診療所	白河市泉田池ノ上八三―一	同日
もみじ薬局 東店	白河市東深仁井田字道山六―四〇	同年五月一日
西会津町国民健康保険新郷診療所	耶麻郡西会津町新郷大字笹川字笹川平五八九	同年四月一日

(社会福祉課)

福島県告示第三百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があつた。

令和六年七月二日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人はせがわ整形外科クリニック	会津若松市北会津町東小松字北古川五〇番地	令和六年四月一日

(社会福祉課)

福島県告示第三百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。
令和六年七月二日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
ポプラ薬局	二本松市根崎一―四四―一	令和六年五月二〇日

（社会福祉課）

福島県告示第四百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。
令和六年七月二日

福島県知事 内堀雅雄

氏 名	住 所	施 術 所 名	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
上田 隆一	須賀川市影沼町九五―二	フレアス在宅マッサージ須賀川施術所	須賀川市森宿字下宿一三四―二一	令和六年六月一日
荒川 実花	石川郡古殿町大字竹貫字千足六七番地三	フレアス在宅マッサージ須賀川施術所	須賀川市森宿字下宿一三四―二一	同月三日

（社会福祉課）

福島県告示第四百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支

援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるはり師及びきゅう師を次のとおり指定した。
令和六年七月二日

福島県知事 内堀雅雄

氏 名	住 所	施 術 所 名	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
上田 隆一	須賀川市影沼町九五―二	フレアス在宅マッサージ須賀川施術所	須賀川市森宿字下宿一三四―二一	令和六年六月一日
荒川 実花	石川郡古殿町大字竹貫字千足六七番地三	フレアス在宅マッサージ須賀川施術所	須賀川市森宿字下宿一三四―二一	同月三日

（社会福祉課）

福島県告示第四百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。
令和六年七月二日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
せくら薬局	会津若松市中央二―一―二八	有限会社せくら	会津若松市中央二―一―二八	令和六年五月一日	居宅療養管理指導 防居室療養管理指導

（社会福祉課）

福島県告示第四百三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。
令和六年七月二日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称 comくらぶ	事業所の所在地	事業者の名称 株式会社 希星	事業者の主たる事務所の所在地 会津若松市宮町 五番四七号
	変更前 会津若松市中央 三丁目一番五号		

（社会福祉課）

公 告

公告第二百二十六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十条第七項の規定により、令和六年五月に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。
令和六年七月二日

福島県知事 内堀雅雄

令和六年五月分
（特殊肥料）

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名（及び商品名）	検査の結果						備考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	C/N	水分 (%)	TCu (mg/kg)		TZn (mg/kg)
堆肥	株式会社和洋福島牧場	和洋の堆肥	1.2	2.1	2.3	14	47.0	-	-	牛ふん

堆肥	一般社団法人本宮堆肥生産組合	あだたら有機堆肥特1号	1.8	2.4	1.0	14	21.4	56	180	豚ふん
----	----------------	-------------	-----	-----	-----	----	------	----	-----	-----

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量
（農業総合センター）

公告第二百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
令和六年七月二日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
会津大川土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 松崎 佐吉

同 間松 一男

同 山口 芳寛

同 山田 佐市

同 加藤 藤芳

同 坂内 太郎

同 関 良弘

同 遠山 正尚

同 齋藤 斉

同 荒川 恒男

同 鈴木 吉衛

同 木野 秀夫

同 大竹 久一

同 秋山 仁一

就任した役員

役別 氏名

理事 松崎 佐吉

同 山口 芳寛

同 坂内 太郎

同 木野 秀夫

同 山田 佐市

住所

大沼郡会津美里町字荒井甲一五七九番地

同 郡同 町穂馬字堀ノ内甲五六八番地

会津若松市北会津町蟹川一一五〇番地

大沼郡会津美里町氷玉字関山甲一一〇八番地

会津若松市北会津町中荒井二〇四八番地

大沼郡会津美里町字本郷二九七一番地

会津若松市北会津町下荒井三四番地

同 市北会津町安良田五七一番地

同 市北会津町宮袋一六九九番地

同 市北会津町柏原六〇番地

同 市北会津町大島八五一番地

同 市北会津町上米塚一二四四番地

大沼郡会津美里町福重岡字福光丙四九六番地

会津若松市北会津町本田五六番地

住所

大沼郡会津美里町字荒井甲一五七九番地

会津若松市北会津町蟹川一一五〇番地

大沼郡会津美里町字本郷二九七一番地

会津若松市北会津町上米塚一二四四番地

大沼郡会津美里町氷玉字関山甲一一〇八番地

同 奈良橋 仁 会津若松市北会津町宮ノ下一七三番地
 同 横澤 浩仁 市北会津町寺堀八一九番地
 同 坂内 伸一 市北会津町新在家二三七番地
 同 間船 一男 大沼郡会津美里町穂馬字堀ノ内甲五六八番地
 同 長郷 潤一郎 会津若松市北会津町西麻生一八八〇番地
 同 坂内 忠一 市北会津町今和泉一一九〇番地
 同 荒井 純一 市北会津町下荒井四五番地
 同 星 則雄 大沼郡会津美里町字宗願町九九番地
 同 坂内 栄次郎 会津若松市北会津町北後庵三三六番地
 同 高津 源輔 市北会津町石原四〇六番地

(農村計画課)

公告第二百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十四条において準用する同法第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が退任した旨届出があった。

令和六年七月二日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称
 会津南部土地改良区連合
 退任した役員
 氏名 住所
 理事 松崎 佐吉 大沼郡会津美里町字荒井甲一五七九番地
 同 間船 一男 同 郡同 町穂馬字堀ノ内甲五六八番地
 監事 山口 芳寛 会津若松市北会津町蟹川一一五〇番地

(農村計画課)